

多治見市**危険空き家**除却補助事業

構造又は設備が著しく不良であり倒壊等のおそれの大きい空き家の解体を促進し、市民生活の安心・安全な住環境を確保するために、多治見市内の空き家の解体費用の補助を実施します。

【対象空き家】 次のすべてに該当する空き家

- ① 屋根が大きく崩れている、建物の傾きが一見して分かるなど、補修が困難であり、周囲への影響が大きい空き家

※ 市職員による現地調査（外観のみ）で判定します。

- ② 床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもので、1年以上空き家となっているもの
- ③ 個人が所有するもの（法人・団体の所有は対象外です）
- ④ 所有権以外の権利が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意しているもの
- ⑤ 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないもの
- ⑥ 空き家再生補助金、建築物等耐震化促進事業補助金を過去に受けたことがないもの
- ⑦ 所有者等が故意に破損等をしていないもの



危険空き家のイメージ

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 空き家の所有者又は相続人（空き家が共有の場合は、共有者全員の同意が必要）
- ② 当該空き家が存する土地の所有者又は相続人（空き家所有者全員の同意が必要）
- ※多治見市の市税その他諸納付金の滞納のある方は補助対象外です。

【補助金】

対象空き家及び付属物を除却するために要する額（消費税及び地方消費税を除く）の1/3（1,000円未満の端数切り捨て） ※上限40万円

※同一敷地内の建築物及び附属する工作物全てを除却する必要があります。

【申込方法】

空き家を解体する前（工事着手前）に交付申請書に必要書類を添付のうえ、建築住宅課の窓口もしくは郵送で提出してください。

※予算の範囲内で、先着順となります。

【問い合わせ・申込み先】

多治見市役所 都市計画部建築住宅課（本庁舎3階）

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話0572-22-1321（直通）

手続の流れ

	手順1		手順2		手順3	手順4		手順5	
申請者	危険空き家判定の申請		交付申請書の提出		解体業者と契約 除却工事の実施	実績報告書の提出		交付請求書の提出	
多治見市		現地調査の上、判定 危険空き家に該当		書類審査・交付決定	工事完了後60日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに提出してください。		完了検査 交付額の確定		補助金の交付

※ 補助金の交付を受けるには、除却工事の着手前に対象空き家の判定申請書や交付申請書に必要書類を添付のうえ、ご提出いただく必要があります。申請を検討されている方は、事前に多治見市役所建築住宅課にご相談ください。

手順1：危険空き家判定の申請

1. 対象危険空き家かどうか事前の相談

- ① 補助金交付の対象となる危険空き家かどうか確認をしてください。不明な場合はご相談ください。危険空き家に該当する目安としては、屋根が大きく崩れている、建物の傾きが一見して分かるなど、補修が困難であり、周囲への影響が大きいものです。
- ② 必要に応じ、共有者や他の権利者などの同意を取ってください。

2. 危険空き家判定の申請

判定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて提出してください。

- ① 誓約書（第2号様式）
- ② 付近見取図（空き家の場所がわかるもの）
- ③ 空き家の外観写真（2面以上で、うち1面は空き家の危険箇所がわかる部分を含む）

※ 危険空き家判定の申請後、市職員が現地調査（外観目視）により判定し、危険空き家判定結果通知書（第3号様式）を郵送します。危険空き家に該当する場合は、補助金交付申請が可能です。

手順 2 : 補助金交付申請書

1. 見積書の用意

危険空き家に該当する旨の判定があった場合は、次の事項に留意し、解体業者が作成する見積書を準備してください。

- ① 空き家並びに空き家に附属する工作物、立木等の全部を除却する必要があります。
- ② 解体業者は、建設業の許可（土木、建築又は解体工事業）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）に基づく解体工事業の登録が必要です。
- ③ 建設リサイクル法に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する必要があります。
- ④ 暴力団員又は暴力団関係者が関与する工事でない必要があります。

2. 補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書（第4号様式）に次の書類を添えて提出してください。

(1) 空き家の所有者が申請する場合

No.	添付書類	備考
1	空き家の登記事項証明書等	家屋の所有者が確認できる書類
2	解体工事の見積書の写し	解体業者の記名押印があるもの及び宛名が申請者名義であるもの
3	危険空き家判定結果通知書の写し	危険空き家に該当する旨の記載があること
4	共有者全員の同意書	空き家が共有名義の場合、共有者全員が除却に同意していることが分かる同意書
5	抵当権、質権その他の所有権以外の権利が設定されていないことが分かる書類	空き家の登記事項証明書等
6	空き家の除却に係る申出書	空き家が未登記の場合に限る

(2) 空き家の所有者の相続人が申請する場合

上記1～6に加え

7	相続関係が分かる書類	戸籍謄本等、法定相続情報一覧図の写し等
8	相続人全員の同意書	相続人全員が除却に同意していることが分かる同意書

(3) 土地の所有者（相続人）が申請する場合

上記1～6に加え

9	土地の登記事項証明書	土地の所有者が分かるもの
10	空き家所有者全員の同意書	空き家の所有者全員が除却に同意していることが分かる同意書

※土地所有者の相続人が申請する場合、別途、相続関係がわかる書類が必要です。

手順3：除却工事の実施

市からの補助金交付決定通知書（第5号様式）を受け取り後、解体工事の契約及び解体工事を実施してください。（※交付決定前に解体工事を行うと補助対象外となります）

- ① 工事請負契約書等により解体工事契約を締結してください。
- ② 建設リサイクル法に基づき、適正な分別解体、再資源化等による解体工事の実施を解体業者に依頼してください。
- ③ 解体工事の実施中及び完了時の状況が確認できる写真が必要です。

手順4：実績報告書の提出

工事完了後60日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第10号様式）に次の書類を添えて提出ください。

- ① 解体工事の工事請負契約書等の写し
 - ② 解体工事の領収書の写し
 - ③ 解体工事の実施中及び完了時の状況が確認できる写真（撮影日を記載してください）
- ※ 実績報告書の提出後、市で書類等の審査を行い、必要に応じて現地調査を行います。
※ 実績報告書の審査後、補助金交付額確定通知書（第11号様式）を郵送します。

手順5：交付請求書の提出

市からの補助金交付額確定通知書（第11号様式）を受け取り後、補助金交付請求書（第12号様式）を提出してください。

- ① 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- ② 市は、補助金交付請求書を受領後、30日以内に指定口座に振込みます。

その他の注意事項

- ① 申込は、建築住宅課窓口での提出もしくは郵送で受け付けます。予算の範囲内で先着順となります。
- ② 補助対象者は、危険空き家（区分所有長屋の空き住戸を含む。）1戸につき、1人となります。
- ③ 補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき1回限りとなります。